

山形県教育データ利活用事業業務公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

この要項は、令和7年度に実施する山形県教育データ利活用事業業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務

(1) 委託業務名

山形県教育データ利活用事業業務

(2) 業務内容

「山形県教育データ利活用事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、システム構築は契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

運用開始は令和7年11月4日（火）から

(4) 提案上限額

3,185,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 応募資格に関する事項

応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす企業とする。

(1) 応募資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4. 提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する場合は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第 1 号）： 1 部
- ② 事業者概要書（様式第 2 号）： 1 部

＜添付書類＞

※ 1 会社概要がわかるパンフレット等 4 部

※ 2 法人の履歴事項全部証明書（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）、直近の決算書 各 1 部

③ 企画提案書（様式第 3 号）： 1 部

④ 様式第 3 号に添付する企画提案書：紙媒体 4 部（別途、電子データをメールにて提出すること）

（2）書類の提出期限

- ① 参加申込書（様式第 1 号）、事業者概要書（様式第 2 号）及び添付書類
令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時

② 企画提案書（様式第3号）

令和7年7月18日（金）午後5時

（3）提出先

「9. 担当部局」へ提出すること。

（4）提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午又は午後1時から午後5時までに提出先に持参すること。郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

（5）企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。また、「仕様書」に記す、「2. 業務の目的」、「4. 業務委託内容」に基づく独自提案がある場合、それも記載すること。

①算数・数学問題シートのC B T化に係る内容

ア サンプル、問題、解き直し等のシステム等

イ 解答の結果の返却や確認に係る機能等

ウ 教師（学校）及び教育委員会が、児童生徒の学習状況を分析・把握できるシステム等

エ 結果の保存やエクスポート、また、利用する児童生徒の登録に係る機能等

オ その他教育データ利活用に関する事項（独自提案等）

② 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）

③ 業務体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等（再委託がある場合は再委託先の事業者の実施体制を含む。））

④ 過去の類似事例の実績が分かるもの（実績が無ければ不要）

⑤ 参考見積書（経費の内訳が分かるように記載すること。様式は任意とする。）

（6）その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。
- ・企画提案書のページは20ページ以内（表紙、目次を除く）とする。
- ・A4判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ、横書きとする。各頁下部に通し番号を付け、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。

5. 企画提案作成等に係る質問・問合せ

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」に記載の上、電子メールにより「9. 担当部局」まで提出すること。このとき、件名を「教育データ利活用事業に関する問合せ」とすること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

① 質問書の受付期間

令和7年7月15日（火）午後5時まで

② 質問書への回答

質問書への回答は、質問書を提出した事業者に電子メールで回答するとともに、山形県ホームページに掲載する。

6. 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査は、山形県が設置する「山形県教育データ利活用事業業務委託 企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査にあたり、必要に応じて提案者からプレゼンテーションを実施する場合がある。
- (2) 審査項目、配点及び審査の視点については、別紙「企画提案審査基準」を参照すること。
- (3) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (5) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、最終審査を行うこととする。
- (6) 評価配点上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の50%を最低基準点とし、全審査員の採点の合計が最低基準点に満たない提案者は選定の対象としない。
- (7) 選定結果については、参加した全ての者に対して通知する。
- (8) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (9) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (10) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7. 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会 ： 7月中旬
- (2) 審査結果通知 ： 7月下旬
- (3) 契約締結 ： 8月上旬

※詳細については、提案者に別途通知する。

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (3) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9. 担当部局」に提出すること。
- (4) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。

9. 担当部局

山形県教育局義務教育課

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁13階）

電 話：023-630-3416 F A X：023-630-2774

メール：ygimu#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。